「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は 技術を定める省令の一部を改正する省令」等の改正の概要について

1. 改正趣旨

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる技術の提供については、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第25条第1項に基づき、また、貨物の輸出については、同法第48条第1項に基づき、経済産業大臣の許可を受ける義務を課しており、許可を要する具体的な技術及び貨物の種類については、外国為替令(昭和55年政令第260号)別表、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第一、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。)において、規定している。

国際的な安全保障環境が厳しさを増すなか、軍事転用の防止を目的として、ワッセナー・アレンジメントを補完するとともに、半導体製造装置に関する関係国の最新の輸出管理動向なども総合的に勘案し、特定の貨物及び技術を輸出管理の対象に追加することとした。このため、対象となる貨物の仕様等を追加する改正を行うとともに、手続等を定める通達を整備する。

※令和5年5月23日(火)公布、令和5年7月23日(日)施行

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部 を改正する省令(令和5年経済産業省令第25号)
- 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について(令和5年5月23日付け輸出注意事項2023第7号)

2. 改正概要

国際的な平和及び安全の維持の観点から、高性能な半導体製造装置に関して、輸出管理の対象とするため、当該貨物の仕様等を貨物等省令第6条第17号ルからフまで及び第17号の2として追加(これに伴い、改正前の貨物等省令第6条第17号の2を第17号の3に改める)。

また、追加する貨物を使用するために設計したプログラムを輸出管理の対象とするため、 貨物等省令第19条第2項に「第6条第17号ルからフまで」を追加する。

なお、現行の貨物等省令第19条第1項第2号及び第5号において貨物等省令第6条に該当する貨物を規定していることから、今回追加する貨物(「貨物等省令第6条第17号ルからフまで及び第17号の2」)の設計又は製造に必要な技術(プログラムを含む。)も輸出管理の対象となる。

【新たに輸出管理の対象となる品目(23品目)】

品目	貨物等省令(第6条第1項)
洗浄 (3品目)	第17号ヤからケまで
デポジション(成 膜)(11品目)	第17号レからオまで
アニーリング(熱処理)(1品目)	第17号ク
リソグラフィ (露 光) (4品目)	第17号ルからワまで、第17号の2
エッチング (化学的除去) (3品目)	第17号カからタまで
検査(1品目)	第17号フ

その他、手続等を定める以下の通達について、所要の改正を行う。

- 輸出貿易管理令の運用について
- 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
- 包括取扱許可要領